



## 日本の国立研究大学における上級TA 制度の課題

近田, 政博

---

**(Citation)**

大學教育研究, 33:99-116

**(Issue Date)**

2025-03-31

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/0100495451>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100495451>



## 日本の国立研究大学における上級 TA 制度の課題

The challenges of Senior Teaching Assistant in the Research Universities in Japan

近田 政博（神戸大学 大学教育研究センター 教授）/ CHIKADA, Masahiro

### 要旨

2010年代以降、日本の多くの研究大学では、主として博士課程（後期課程）の大学院生を対象として、上級版のティーチング・アシスタント（以下、上級 TA）制度を設けている。従来の TA が教育や学修支援の補助業務に限定されていたのに対して、上級 TA 制度は大学院生が教壇に立つことを限定的ではあるが認めているという違いがある。本稿では、授業担当教員には認められているが上級 TA には認められない権限は、シラバス作成、単独での授業実施、成績評定の 3 点ではないかとの仮説を立てた。日本の主要国立研究大学の各種規程と公開情報について調査を行い、上記の仮説を検証した。

調査の結果、上級 TA の役割は、シラバス作成補助、特定科目の部分的な担当、レポート課題や試験などの採点などを認めている点で、従来の TA よりも一歩踏み込んだものとなっていることがわかった。ただし、現行の上級 TA 制度には制約が多く、大学院生が大学教員ポストに応募する際に、教育歴として他大学から高く評価されるとは考えにくい。将来の大学教員を志望する大学院生を多く擁する研究大学には、彼らのキャリアを支援する上で、「大学での最初の教育経験」をどう提供できるかが問われている。

### 1. はじめに

#### 1.1 本稿の目的

本稿の目的は、現在の日本の研究大学において増えつつある上級ティーチング・アシスタント制度が、大学教員などのアカデミアをめざす大学院生に対して、彼らが必要とする教育経験をどの程度提供しているかを明らかにすることである。

大学院生が大学教員等のアカデミック・ポストをめざす場合、博士号や研究業績だけでなく、一定の教育歴を求められるようになりつつある。一般に、大学教員の採用時に教育業績として評価されるのは、単独で授業を担当した実績、ないしはその代替措置としての模擬授業の力量である。他方、多くの大学院生が母校で経験するティーチング・アシスタント（以下 TA）の実績が採用の決め手になったという例を、筆者は寡聞にして知らない。

近年、日本の多くの研究大学では、主として博士課程（後期課程）の大学院生を対象として、上級版のティーチング・アシスタント（以下、上級 TA）とも言える職種を設けている。多くの大学は「ティーチング・フェロー (TF)」などの呼称を用いている。上級 TA 制度には、大学院生の教育能力の育成を図り、将来のキャリアに活かすという意味が、従来の TA 制

度以上に込められている。

従来の TA が教育や学修支援の補助業務に限定されていたのに対して、上級 TA 制度は一定の条件を満たせば、大学院生が教壇に立つことを、限定的ではあるが認めているという違いがある。その条件として各大学が挙げているのは、①大学教育に関する研修を事前受講すること、②上級 TA が教壇に立つ際には担当教員が立ち会うこと、③上級 TA が教壇に立てる授業科目や回数などを制限することなどである。

ただし上級 TA と授業担当教員との間には一線が引かれている。本稿では、授業担当教員には認めているが上級 TA には認められない具体的な権限は、シラバス作成、単独での授業実施、成績評定の 3 点であり、大学院生が教育経験を積む上での限界はこれらの点にあるのではないかと仮説を立てる。調査対象は、日本の国立大学のうち総合大学かつ研究大学に焦点を絞る。このうち、全部局にわたって上級 TA 制度が運用されていることを確認できた 9 大学（北海道大、東北大、筑波大、千葉大、名古屋大、大阪大、神戸大、広島大、九州大）の各種規程と公開情報について調べ、上記の仮説を検証する。

## 1.2 上級 TA の背景、名称、種類、条件

1990 年代に日本の大学に TA 制度が導入された当時の趣旨は、学生に授業の教育補助業務を担ってもらうことで授業の質向上を図ること、学生に教育トレーニングの機会を提供すること、学生を経済的に支援することなどであった。学生の立場ではなく指導的立場で授業に携わるという経験は、将来の教員や研究者等をめざす学生にとって重要な役割として位置づけられていた（近田, 2007: 48）。

しかし、いずれの大学においても実際の TA の職務は教育補助に限られ、授業担当上の根幹をなすシラバス作成、単独での授業実施、成績評定などは担当教員の専権事項であり、TA には認められてこなかった。一定の研修を受けた上で独立して授業を行う権限をもつ、米国の研究大学における「大学院生講師」（GSI : Graduate Student Instructor などと称されることが多い）と比較すると、日本では教育トレーニング機会としての TA の性格はかなり弱いものであった<sup>1</sup>。

他方で、2010 年代以降に文科省や日本学術振興会が手がけてきた各種の大学院教育振興プログラム（「博士課程教育リーディングプログラム」「卓越大学院プログラム」など）によって大学院教育の充実が図られている。たとえば、「卓越大学院プログラム」には、評価項目のなかに「修了者の高度な『知のプロフェッショナル』としての成長及び活躍の実現性」（文部科学省・日本学術振興会, 2024: 7）という表現があり、大学院生のキャリ

<sup>1</sup> 日本の大学における TA の職務内容は、実質的には出欠管理や機材の準備など、単純作業的になりがちである。90 分の授業 1 回分につき 2 時間分の謝金がつくとすれば、授業時間の前後では残り 30 分相当の作業しか頼めないことになる。この仕組みでは、授業担当教員は一定の労力を要する業務を TA に依頼することについて、かなり抑制的にならざるをえない。

ア支援体制の構築を求めるものとなっている。そこで、こうしたプログラムに採択された各大学は、将来の教員や研究者等をめざす学生にとって重要なキャリアとして、既存のTA制度の強化を図ることを水路づけられたのである。

また、大学院設置基準の一部改正によって、将来の大学教員をめざす大学院生に対する教育研修（いわゆる「プレFD」プログラム）が努力義務化された（2019年8月）。主要研究大学ではこうした研修の修了者に一定の資格を与える必要が生じた。授業設計や教授法、模擬授業などを含むこうした研修は、独立した授業担当者に必要な知識・スキルを修得することを目的としている。プレFDとTA制度は直接的には関係ないのだが、大学院生に教育トレーニングの機会を提供するという点では共通している。研究大学におけるプレFDの普及は、既存のTA業務の大半が単純作業であることを際立たせることになった。こうして各大学は上級版のTAを制度設計する必要に迫られた。

こうした背景により、現在の主要な国立研究大学におけるTA制度は階層化しつつある。すなわち、大学院生が担当する従来型のTAに加えて、一定の研修を受けた大学院生のみ（博士課程あるいは博士後期課程の学生が中心）が担当できる上級のTA、学士課程の学生も担当できる初級のTAに三層化し、それぞれの大学固有の名称をつけている大学がみられる（東北大、大阪大、神戸大、広島大、九州大）。表1をみると、各層の呼称も大学によって多様であることがわかる。確認できなかった場合は－としている。

表1 TA制度の階層化

総称	上級 TA	中級 TA	初級 TA
有資格者	博士課程の学生が中心	大学院生	学士課程の学生も担当可
北海道大	TF Teaching Fellow	TA Teaching Assistant	－
東北大	TF Teaching Fellow	TA Teaching Assistant	BTA Basic Teaching Assistant
筑波大	TF Teaching Fellow	TA Teaching Assistant	－
千葉大	TF Teaching Fellow	TA Teaching Assistant	－
名古屋大	GSI Graduate Student Instructor QTA Qualified Teaching Assistant	TA Teaching Assistant	－
大阪大	TF Teaching Fellow	TA Teaching Assistant	SA Student Assistant

神戸大	STA Senior Teaching Assistant	TA Teaching Assistant	SA Student Assistant
広島大	TF Teaching Fellow	QTA Qualified Teaching Assistant	PTA Phoenix Teaching Assistant
九州大	TF Teaching Fellow	ATA Advanced Teaching Assistant	BTA Basic Teaching Assistant

初級 TA になるために特段の研修は必要ないが、職務は従来の TA のうち出欠確認や資料の印刷などの作業が中心となる。時給は最も低い。中級 TA は従来型の TA であり、授業中のファシリテーションなどの教育補助業務を含み、大学院授業の補助を担当することもある。このため一定の研修が義務づけられているのが通例である。本稿が着目する上級 TA では、より自立的な教育活動が一定程度認められている。このため、上級 TA には中級 TA に課せられる研修以上の水準の研修機会が提供されており、時給は最も高く設定されている。上級 TA にプレ FD の受講を義務づけている大学も多い。

上級 TA の呼称は大学によってさまざまである。最も広く使われているのは TF (Teaching Fellow) という名称であり、北海道大、東北大、筑波大、千葉大、大阪大、広島大、九州大で用いられている。名古屋大は上級 TA として QTA (Qualified Teaching Assistant) と GSI (Graduate Student Instructor) の 2 種類を設けている。他大学の上級 TA に相当するのは QTA であり、さらに教員に近い裁量と責任を負う最上級の TA として GSI を設けている<sup>2</sup>。

上級 TA の有資格者は博士課程（あるいは博士後期課程）の学生に限定する大学が多いが（北海道大、東北大、筑波大、名古屋大 GSI、大阪大、広島大など）、修士課程（あるいは博士前期課程）の学生にも認めている例もある（千葉大、名古屋大 QTA、九州大）。

### 1.3 仮説、検証方法、先行研究

筆者はかつて神戸大学の全学教務委員会に属し、同委員会に設けられた専門委員会において、神戸大学版の上級 TA である「シニア・ティーチング・アシスタント (STA)」の制度設計に関わった。その際、従来の TA では認められないが、STA には認めてよい業務とは何かについて議論となった。審議の結果、本学での TA 経験に加えて、各部局が実施する STA のための研修を受講することを条件とした上で、STA の業務内容として次の 3 点について全学的合意を得た（「シニア・ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」2016 年 2 月 24 日、全学教務委員会制定）。

STA のみに認める業務内容とは、①講義・実験・実習及び演習等の部分的な実施等（教

<sup>2</sup> 名古屋大学の GSI は「科目の大部分を担い、授業の副担当者として活躍できる大学院生」と説明されている。

員の監督の下に限る)、②小レポートの添削等、③卒業論文・修士論文に関する助言等、である。あわせて、STA が担当できない業務についても同ガイドラインに明記した。STA が担当できない業務とは、授業担当教員が不在の場合の講義・実験・実習および演習等の部分的な実施、採点および成績評価に直接関連する業務、担当する授業または学修支援と関連のない業務、である。

ここからわかるとおり、神戸大学では授業担当教員の立ち会いがない場合は、STA が単独で教壇に立つことを認めていない。最終的な成績評定についても認めていない。他大学の事例を確認したところ、上級 TA に対して授業内容の部分的な実施は認めるが、その職務には一定の制約があり、成績評定については認めていないというルールが散見された。

こうした状況から、本稿では上級 TA には認められない職務の根幹は、①シラバス作成、②単独での授業実施、③成績評定、の3点ではないかとの仮説を立てる。これらの仮説を、日本の国立大学のうち総合大学でかつ研究重視型大学（旧七帝大、旧六医科大、筑波大、神戸大、広島大）を対象を絞って確認したい。具体的には、これらの大学のうち、全学的に上級 TA 制度を運用していることを確認できた8大学（北海道大、東北大、筑波大、千葉大、名古屋大、大阪大、神戸大、広島大、九州大）の各種規程と公開情報（ハンドブック、マニュアル、ガイドラインなど）について精査する<sup>3</sup>。

従来 TA 制度についての研究は、北野（2006）、小笠原ほか（2006）、など、2000年代からいくつか存在する。近年では、李ほか（2020）、佐藤編（2019）などの研究がある。アメリカの大学における TA 制度や大学院生講師制度の課題、大学教員準備プログラム<sup>4</sup>の仕組みについては、吉良による一連の研究（2008, 2014）がある。また、日本の研究大学でいわゆる大学院生向けのプレFD研修が普及するにつれて、プレFDに関する総説論文が今野（2016）、栗田（2020）の手によってまとめられている。このように TA 制度にせよ、プレFD研修にせよ、日本の大学に普及・定着してから、それらを俯瞰する総説論文が登場するまでに10年ほどの時間差がみられる。

他方、各研究大学において上級 TA 制度が整備されたのは2000年代の後半になってからであり、その歴史は浅い。上級 TA 制度は現時点でまだ整備途上の段階にあり、各研究大学が導入してから、まだ10年前後にすぎない。従来 TA 研究やプレFD研究のなか

<sup>3</sup> 京都大学は2024年度から「ティーチング・アソシエイト」制度を導入し、「授業の高度な教育補助業務及びこれに付随する教育補助業務」を行うとしているが、業務内容の詳細は不明である。

<sup>4</sup> アメリカの大学教員準備プログラムは一般に Preparing Future Faculty Program (PFFP) と総称されている。PFFP においては、各地域において大学院生を送り出す側の研究大学と、大学院生を受け入れる側の非研究大学によって、「クラスター」とよばれる大学の連合体を形成する仕組みとなっている（吉良、2008: 204-8）。神戸大学が毎年度実施している「大学教員準備講座」および「大学教員インターンシップ」では、このクラスター概念を参考にした。ただし、一般的には日本のプレFDプログラムは当該大学内での研修会と模擬授業が中心であり、地域内の非研究大学との関係性構築というアメリカのPFFPのような性格は薄い（近田、2019）。

で上級 TA にも若干触れている論文はあるものの（小森ほか（2020）、加藤（2024）など）、上級 TA 制度の特質や課題については不明なままである。

## 2. 上級 TA はシラバスを作成できるか

表 2 では、上級 TA にシラバスを作成する権限が認められているかどうかを一覧にした。表中の可否は、各大学のハンドブック、マニュアル、ガイドラインの内容をもとに筆者が判断した。○は可、△は制限つきで可、×は不可を示す。確認できなかった場合は－としている。可否の「×推測」は、筆者が全体の文脈から推測した。表中の文章は、各大学が用いている表現をそのまま援用しているため、常体（「である」）と敬体（「です」）が混在している（以下同じ）。

これによると、①条件付きでシラバス作成への参画を認める大学（北海道大、筑波大、千葉大、名古屋大 GSI、広島大）、②特に言及がない大学（神戸大、東北大、名古屋大 QTA、九州大）、③明確に禁止している大学（大阪大）の 3 パターンに大別される。上級 TA にシラバス作成を無条件で認めている大学は見つけれなかった。

表2 上級TAによるシラバス作成に関する各大学のルール

	可否	認められる範囲	認められない範囲
北海道大 TF	△	・教員が行う授業設計や教材開発を補佐する	－
東北大 TF	×推測	－	－
筑波大 TF	△	・授業の目的・内容（シラバス）作成補助 ・授業回毎の内容・目標・課題作成補助 ・評価基準・方法作成補助	－
千葉大 TF	△	・授業資料の原案を作成すること（必ず担当教員が原案に対して指導を行う） ・レポート・課題の原案を作成すること（必ず担当教員が原案に対して指導を行う） ・レポート・課題の評価の原案を作成すること（必ず担当教員が原案に対して指導を行う）	－
名古屋大 QTA	×推測	－	－
名古屋大 GSI	△	・教員の指導の下、授業計画原案の作成、一部の授業の実施、成績原案の作成にあたる。（岐阜大学の要項を援用）	－

大阪大 TF	×	—	・シラバスの作成・期末試験の作成・成績評価は <u>授業担当教員が責任を持って行うべき</u> 事項ですので、TFは科目の全体責任に直接関係するこのような業務は担当できません。
神戸大 STA	×	—	—
広島大 TF	△	・担当する授業の授業計画の <u>原案</u> を作成し、 <u>授業担当教員が原案に対して修正・指導</u> する。	
九州大 TF	×	—	—
	推測		

備考：上級 TA の権限を制約しているとみられる表現には一重線を引いた。名古屋大学については、東海国立大学機構として岐阜大学と一体的に QTA, GSI 制度を運用しているので、上記のルールは同一法人下にある岐阜大学の実施要項が同じ内容ではないかと推定し、これを援用した（名古屋大学の実施要項は学外公開されていないため）。

①の場合は、「補佐」、「補助」、「原案」、教員による「指導」などの表現がみられる。シラバス作成上の責任主体と決定権は担当教員にあり、上級 TA はシラバス作成に参画できるものの、教員の補助であることを念押しする意図が各大学から読みとれる。①の大学のうち最も前向きな姿勢を示しているのは筑波大学であり、上級 TA にシラバス作成への参画を奨励している<sup>5</sup>。

②の場合は、上級 TA に対してシラバス作成を認めるとも認めないとも書いていないのだが、全体の文脈から筆者が不可と判断した。おそらく、上級 TA がシラバスを作成することはそもそも想定されていなかったと思われる。したがって、②と③は実質的な意味はほぼ同じである。つまり、補助役として認める大学と、認めない大学に二分できる。

### 3. 上級 TA は単独で教壇に立てるか

次に、上級 TA が単独で教壇に立つことはどこまで認められているかを確認した。上級 TA が従来の TA と異なるのは、条件つきで授業での登壇を認めている点である。表 3 からは、その条件には 3 点ほどあることが読みとれる。第一に、多くの大学では授業担当教

<sup>5</sup> 「TF は、シラバスの作成補助を行うことができます。授業を通して何を身につけるか、どのように学修するかなどについては、学生の視点で担当教員を補助してください」（筑波大学『TA ハンドブック』2024: 8）。ただし、筑波大学の場合もあくまで「補助」の範囲内である。

員が監督責任を負う仕組みになっている（監督、指導、同席、監視、監修などの表現が用いられている）。授業担当教員が不在の場合に上級 TA が代行することを禁じることを明記している大学は多い（神戸大、北海道大、東北大、筑波大、大阪大）。第二に、上級 TA は多くの大学において授業全体の一部しか担当できない（東北大：3分の1程度、千葉大と大阪大：2割程度）。第三に、上級 TA の担当は特定の科目に限定される場合がある。北海道大学や大阪大学は実験・実習科目などに限定し、九州大学は学士課程科目に限定している。

表3 上級TAによる授業の単独実施に関する各大学のルール

	可否	認められる範囲	認められない範囲
北海道大 TF	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の指導の下で授業を分担する</li> <li>・「定型化した実験、実習、<u>一部の演習、一部の実技・実演を伴う授業等</u>」における</li> <li>・<u>定型的な実験・実習の指導</u></li> <li>・<u>実技指導</u>（体育実技，語学発音指導等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張等で授業担当教員が不在の際に、TF が単独で代理授業（期末試験含む）を行うことは認められない。</li> </ul>
東北大 TF	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の監督のもと、全学教育科目の授業の一部を担当</li> <li>・教務委員会の審査において必要が認められた場合に全授業時間数の<u>3分の1程度</u>を上限とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業休業期間および授業休講時や授業担当教員が出張しているなど、<u>授業担当教員が不在のまま、TA 等</u>だけで授業を実施することはできません。</li> </ul>
筑波大 TF	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義等（<u>教員同席</u>のもと、補助として行う）</li> <li>・<u>授業担当教員の監視</u>の下に授業補助を担当することができます。</li> <li>・十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、学群の授業の<u>一部を分担</u>することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>授業担当教員の代わり（代講）はできません。</u></li> </ul>
千葉大 TF	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の監修・指導のもと実際にメディア授業を実施すること（1つの授業科目のうち2割程度まで）</li> </ul>	—

名古屋大 QTA	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の中の<u>一部の授業を担当したり</u>、アクティブ・ラーニングでのファシリテーションを担ったりと、授業支援者としてTAよりも高度な教育活動に従事する</li> </ul>	—
名古屋大 GSI	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の大部分を担い、授業の副担当事者として活躍できる大学院生</li> <li>・単なる補助者・支援者ではなく、教員に近い裁量と責任を負う者として位置付け、<u>授業の大部分を担当すること</u>となります。</li> </ul>	—
大阪大 TF	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験・実習・演習・演義・フィールドワークの実施</li> <li>・<u>講義については原則不可とするが</u>、部局教務委員会等において必要が認められた場合のみ、全授業の2割程度（例：2割程度の回数、又は各授業の2割程度の時間の担当）までを実施可とする。</li> <li>・補習授業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>講義については原則不可とする</u>・授業休業期間、および授業休講時や授業担当教員が出張している場合はTFとしての業務に従事することはできません。</li> </ul>
神戸大 STA	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義、実験、実習及び演習等の<u>部分的な実施等（教員の監督の下に限る）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>授業担当教員が不在の場合の講義、実験、実習及び演習等の部分的な実施</u></li> </ul>
広島大 TF	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当回数は、授業担当教員との相談で決める（1つの授業科目を<u>ほぼすべて担当することも可能</u>）</li> <li>・体育実技でのデモンストレーションとその指導</li> <li>・Q 全国学会、国際学会に出席する予定がある日の授業を「TF」に担当してもらってもよいですか？</li> <li>・A はい。シラバスの授業計画等について、授業担当教員が適切な指導を行った上で「TF」に授業を担当してもらうことができます。</li> </ul>	—

九州大 TF	○	・一部の授業の <u>単独実施</u> （学部のみ。 <u>教員の指導や監督</u> がとりわけ必要）。	・大学院科目での一部の授業の <u>単独実施</u>
-----------	---	--	----------------------------

備考：上級 TA の権限を制約しているとみられる表現には一重線を、拡張しているとみられる表現には二重線を引いた。千葉大学については「ティーチング・フェロー実施要項」が学外公開されていないため、メディア授業に関するルールを援用した。

他方では、上級 TA による授業の単独実施を認める大学もみられる。名古屋大の GSI は実質的に授業の副担当者として当該科目の大部分を担うるとし、広島大の TF ではほぼすべてを担当することが可能であり、シラバスにも TF の氏名を入力することが求められている。九州大学では学士課程の特定科目に限り、TF による単独実施が可能となっている。このように、全体的には担当教員の監督責任のもとで上級 TA に登壇機会の制限を設ける大学が多い一方で、担当教員との相談や了解のもとで単独実施を認める大学もあることがわかった。

#### 4. 上級 TA は成績評定をできるか

次に上級 TA による成績評定はどこまで認められているかを確認した。表 4 によれば、彼らに課題の採点業務までを認めるのか、それとも最終的な成績評定まで彼らが参画できるのかという論点が存在することがみてとれる。

表4 上級TAによる採点・成績評定に関する各大学のルール

	可否	認められる範囲	認められない範囲
北海道大 TF	△	・ <u>試験（記述式以外のもの）の採点業務</u>	—
東北大 TF	△	・ 教員の監督のもと、担当教員作成の成績基準（ルーブリックや模範解答）に基づき、 <u>各種課題や解答用紙の予備採点</u>	・ <u>成績評価は授業担当教員が責任を持って行うべき事項</u> ですので、TA 等は最終的な成績評価に直接関係する業務は担当できません。
筑波大 TF	△	・ <u>試験採点補助・レポート採点補助</u> （内容点検） ・ レポート等の管理と最終的な採点は授業担当教員が全責任を負いますが、授業担当教員の指導と管理のもとに、TA は <u>レポート採点補助</u> に携わることができます。	—

千葉大 TF	△	・レポート・課題の <u>評価の原案</u> を作成すること（必ず担当教員が原案に対して指導を行う）	—
名古屋大 QTA	△	・ <u>レポートの採点補助</u> <sup>6</sup>	—
名古屋大 GSI	○	教員の指導の下、(中略) <u>成績原案の作成等</u> にあたる。	—
大阪大 TF	△	・ <u>レポートや小テストの採点</u> ・期末試験の採点（模範解答がある場合の予備採点のみ）	・シラバスの作成・期末試験の作成・ <u>成績評価は授業担当教員が責任を持って行うべき事項</u> ですので、TFは科目の全体責任に直接関係するこのような業務は担当できません。
神戸大 STA	△	・ <u>小テスト・小レポートの採点</u> （担当教員が明確な採点基準を作成した場合に限る） ・記号選択問題等の <u>単純なテストの採点</u>	・定期試験（レポートを含む）の採点又は評価 ・成績データや資料の管理 ・その他成績評価に関する業務等
広島大 TF	○	・ <u>小テストの採点</u> （単純な記号選択式のものに限る）。記号選択式といった <u>単純な採点業務</u> を行う。 ・授業担当教員の指示のもとで <u>成績評価の原案を作成</u> する。	・成績評価及び成績管理、採点報告書への成績の転記を行う。
九州大 TF	△	・レポート・課題の <u>原案作成と採点</u>	・成績評価に関わる採点、出題 ・最終成績評価、成績入力及びテスト答案などの管理

備考：上級 TA の権限を制約しているとみられる表現には一重線を、拡張しているとみられる表現には二重線を引いた。

試験・レポートの採点業務については、調査対象のいずれの大学も、上級 TA には一定の権限が認めている。千葉大と九州大では、レポート・課題の評価原案作成にも参画することができる。ただし、これらの事例は個別の試験・レポート・課題についてであり、最終的な成績評定に参画することを意味しない。実際に、最終的な成績評価については担当教員の専権事項として、上級 TA にはこれを明確に禁止している大学は多い（東北大、大阪大、神戸大、広島大、九州大）。

<sup>6</sup> 「令和6年度工学部ティーチング・アシスタント募集要項」から確認。「レポートの採点補助」がTAに認められているのであれば、上級TAにあたるQTAにも認められるだろうと筆者が推測。

他方で注目すべきは、名古屋大 GSI と広島大では、担当教員の指導・指示のもとで最終的な成績評価の原案作成を認めていることである。このことは、授業担当教員が成績評定案を事前に彼らと相談することを実質的に容認していることを意味しており、従来の上級 TA のスタンスから大きく踏み込んだものとなっている。

### 5. 上級 TA の職務内容はなぜ厳しく制限されているのか

シラバス作成権限、授業の単独実施権限、採点・成績評定権限の3点について一覧にまとめたのが表5である。ここからわかるように、上級 TA に対してこれら3点をすべて認めている大学は見当たらなかった。同時に、すべてを認めない大学も見当たらなかった。つまり、調査対象大学はすべてその中間段階にあると言える。

表5 上級TAの権限（まとめ）

	シラバス作成	授業単独実施	採点・成績評定
北海道大 TF	△	△	△
東北大 TF	×（推測）	△	△
筑波大 TF	△	△	△
千葉大 TF	△	△	△
名古屋大 QTA	×（推測）	△	△
名古屋大 GSI	△	○	○
大阪大 TF	×	△	△
神戸大 STA	×	△	△
広島大 TF	△	○	○
九州大 TF	×（推測）	○	△

備考：○が2つ以上つく事例には網かけをした。

名古屋大 GSI と広島大 TF を除く多くの大学では、シラバス作成権限、授業の単独実施権限、採点・成績評定権限のいずれについても一定の制限がある。たしかに上級 TA の役割は、シラバス作成補助、特定科目の部分的な担当、レポート課題や試験などの採点などを認めている点で、従来の TA よりも一歩踏み込んだものとなっている。ただし、授業の補助者なのか、実施責任者なのかという点でいえば、上級 TA は従来の TA の役割を若干強化したものにすぎず、担当教員の指導・監督を受ける補助者としての域を出るものではない。

今日の大学において授業を単独で担当するということは、前年度末のシラバス作成 → LMS（神戸大学であれば「うりぼーねっと」や BEEF+）へのコンテンツ入力 → 全回に

わたる授業実施→課題や試験の採点→成績評定・入力→学生による授業評価アンケート結果の確認という一連のプロセスをすべて経験することである。特定の回で教壇に立ったり、レポートや小テストの採点を行ったりする行為は、授業運営上の一部分ではあるが、授業全体を把握することとは異なる。上級 TA が文字通りの限定的なアシスタント職だとすれば、大学教員公募の際に教育歴として高く評価されるとは考えにくい。

他方、名古屋大 GSI や広島大 TF は、授業計画の原案作成に参画し、ほぼ単独で授業実施することが可能であり、成績評定の原案作成にも関与できる点で、従来の TA とは一線を画していることは興味深い。両大学が実際にこの制度をどのように運用しているのかを注視する必要がある。本稿では各大学のルールを比較しているにすぎず、運用実績については別途調査が必要である。

では、なぜ各大学は上級 TA の権限をここまで厳しく制限する必要があるのだろうか。それにはいくつかの理由が考えられる。第一に、大学の専任教員である助手は、単独で授業を行うことを制度上認められていないので（大学設置基準第 8 条）、上級 TA に単独での授業実施を認めると身分上の逆転現象が起きてしまうからである（近田：2007）。あまつさえ、近年になって上級 TA 制度が導入されたことで、助手と上級 TA の間に教育上の権限に大きな違いはなくなっている。

第二に、上級 TA は大学院生なので、教育・研究上の経験が不足していると一般にみなされているからである。そうは言っても、学士課程教育の基礎段階の授業科目（教養科目や専門基礎科目など）を担当する場合には、博士学位で担保するような研究上の高度な専門性をそれほど必要としないこともあるだろう。教育経験の不足についても、プレ FD プログラムの受講などを上級 TA 応募者に課すことで、大学の授業設計や教授法についての基礎知識・スキルを一定程度は担保することができるのではないだろうか。

むしろ、各研究大学が上級 TA の権限をあまり厳しく制限すると、シラバス作成や教授法や成績評価方法について学び、模擬授業を経験しても、いわゆる「畳の上の水練」となってしまう恐れがある。名古屋大 GSI や広島大 TF を除けば、上級 TA の課題は、各種の研修で学んだ内容をフルに実践できない点にある。

## 6. むすび：大学院生の最初の教育経験をどう担保するか

本稿では、日本の主要な研究大学で導入が進んでいる上級 TA 制度は、シラバス作成、単独での授業登壇、成績評定などにおいて、科目担当教員と比較すると、さまざまな制限が課せられていることを明らかにした。このことは上級 TA が授業の責任者や主体者ではなく、基本的には従来型の TA と大きく変わらず、補助者・支援者の域を超えていないことを意味する。しかし他方では、多くの大学では、教員の採用時に（補助者・支援者としてではない、単独での）教育歴や授業担当能力を求めているという現実がある。そうであれば、大学院生は「大学での最初の教育経験」をどうやって担保すればいいのだろうか。

この問題は積み残されたままである。まずは、名古屋大 GSI や広島大 TF のような仕組みが他の研究大学にも普及することを期待したい。

他方で、博士後期課程の大学院生が（短大、高専、専門学校などを含む）他の高等教育機関で非常勤講師を担当することは、学問分野による偏りはあれども、従来からみられる現象である。大学院生が他大学で非常勤講師を引き受けるのは、さまざまな経済支援策を政府や各大学が講じている今日では、将来の大学教員に向けての教育歴を積むことが主要な動機であると思われる。しかし、近年では設置審査や認証評価の厳格化によって、次第に難しくなっている。また、他大学での非常勤講師のポストは、知り合いや先輩学生からの紹介など、偶然性に大きく依存しているという課題もある。

もともと、他大学の非常勤講師をしている研究者（常勤職をもたない研究者）を、自大学の非常勤講師として任用することは珍しくない。この場合、教育・研究業績が十分であるということが任用上の根拠となる<sup>7</sup>。その候補者が他大学の博士課程に籍を置くような場合もありうる。ただし、候補者が自大学の博士課程に籍を置く場合は、学生身分になるため基本的に任用は不可となり、あるいは厳しい個別審査が必要になる。このことは、「大学院生だから授業を担当できない」という一律の線引きは現実的には難しいことを意味している。

また、大学院生が他大学で非常勤講師を引き受けることは、彼らにとって少なからぬ負担になっている。非常勤講師を担当する際には前任者と接点がないことも多く、適切なアドバイスを受けることが難しい環境のなかで、カリキュラムや科目趣旨を理解することを求められる。他大学ではシラバスの様式や LMS (学修支援システム) の仕様も異なるので、教材作成に多くの労力を要する。通勤にも一定の時間を費やさざるをえない<sup>8</sup>。博士論文のための実験や調査をしながら、あるいは研究指導を受けるかたわらで、他大学の非常勤講師を引き受けることは、大学院生にとって時間と労力を大きく消耗することになりかねない。教育歴を積む上でやむを得ないとは言え、これでは博士論文の作成にも悪影響を及ぼす恐れがある。

そこで本稿の最後に、大学院生を自大学の非常勤講師として任用することの可能性につ

---

<sup>7</sup> たとえば、神戸大学教養教育院では、修士号以上の学位を持ち、かつ大学等での教育経験を有し、研究実績が担当科目を担当するのにふさわしいものかどうかという点を非常勤講師任用の条件としている。この条件を満たさない候補者については、各教育部会長が教養教育院長に対して「非常勤講師の雇用理由書」を提出し、委員会において候補者が必要な能力や研究実績等を備えていることを確認のうえ、承認する手続きが必要となる。裏返せば、必要な能力や実績を確認できれば、博士号や大学等での教育経験がなくても、非常勤講師として任用することは不可能ではない。

<sup>8</sup> 一コマか二コマの非常勤授業のために、電車やバスを乗り継いで別の大学に出向く場合、半日あるいは全日を費やしてしまうこともある。

いて問題提起したい。もし大学院生が自大学の学士課程における基礎科目や導入科目などを非常勤講師として担当できるようになれば、いくつかの効用を期待できる。第一に、大学院生は自分の研究室から教室までの移動時間が少なくすむ（別キャンパスの場合もあるだろう）。第二に、ふだん使い慣れているシラバスやLMSで教材を作成すればよいので、より効率的に教材作成をすることができる。第三に、比較的知名度の高い研究大学（自大学）で非常勤講師を担当した実績は、大学院生にとって大きな教育歴になりうる。第四に、研究大学の側にとっては専任教員の担当コマ数を軽減することにもつながり、専任教員の教育・研究環境の改善をもたらさう。

ただし、この問題提起には一定のリスクもある。第一に、学士課程の学生は自大学の大学院生から授業を受けることになるので、授業の質をどう担保するかという問題が発生しうる<sup>9</sup>。少なくとも、現在のプレFDプログラム水準以上の研修の受講義務が求められるだろう。第二に、大学院生の非常勤講師に授業を丸投げするわけにもいかないの、彼らを支援するためのメンター教員制度などを設ける必要が生じる。その場合、メンター役となる教員にも一定の労力が発生しうる。第三に、非常勤講師の給与は上級TAの給与よりも高いので、総人件費の増加を招く可能性もある。

本稿で調査対象とした大学の非常勤講師の就業規則を調べたところ、自大学の大学院生の任用を認める事例を見つけることはできなかった。現実には、筆者の提案とはほど遠い状況にある。他方、一部の私立大学では自大学の大学院生を非常勤講師として採用することが可能な事例を見つけることができた。この場合、教育上の能力があるかどうかを各部署で十分な審査を行うこと（青山学院大学）<sup>10</sup>、博士候補者の検定に合格していること（早稲田大学）<sup>11</sup>などの条件が付されている。このことは、大学院生を非常勤講師として任用することの可否は各大学の適切な判断と運用に委ねられており、一律に不可とは言えないことを意味する。将来の大学教員を志望する大学院生を多く擁する研究大学にとって、彼らのキャリアを支援する上で、「大学での最初の教育経験」をどう提供できるかが問われている。

---

<sup>9</sup> 大学院生講師が学士課程の導入科目や基礎科目を担当することが日常的なアメリカの研究大学では、この問題がつねづね指摘されている。裏返せば、日本の大学はアメリカの研究大学の経験と工夫から学ぶことができるのではないだろうか。

<sup>10</sup> 「青山学院大学非常勤講師の資格及び雇用手続きに関する細則」（内部資料のため参考文献には挙げない）第2条第1項第10号では、「前各号の規定のいずれにも該当しない者で、その他特殊な専攻分野について教育上の能力があるなど、授業科目を担当するにふさわしいと学長が認めるもの」と定めている。また、第2条第2項では、「就任予定日において本学大学院に在籍している者については、博士後期課程に在籍し、又は一貫性博士課程の3年次以上に在籍し、かつ前項各号のいずれかに該当する場合、又はこれに準ずる者と認められる場合には、非常勤

## 付記

本稿は令和4～7年度科学研究費補助金基盤研究(C)「大学の教学マネジメントを最適化する教育本部機構の構造と機能に関する比較研究」(研究代表者:近田政博)による研究成果の一部である。資料収集にあたっては、同科研費の研究補佐員として、松田華織氏(神戸大学大学院人間発達環境学研究科大学院生)、土久岡真美氏(同大学大学院国際協力研究科大学院生)の協力を得た。ここに記して感謝したい。

## 各大学の参考資料(各サイトの最終閲覧日は2024年11月30日)

千葉大学スマートラーニングセンター「TF(Teaching fellow)・TA(Teaching Assistant)の扱い」(サイト)

<https://slc.chiba-u.jp/mediaguide/805/>

広島大学「ティーチング・アシスタント制度運用ガイドライン」(PDF)

[https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/67382/ta\\_guideline.pdf](https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/67382/ta_guideline.pdf)

広島大学(2024)『TA向け Hirodai TA ハンドブック』(PDF)

TA向け\_広大 TA ハンドブック\_ver4.0.pdf

広島大学(2024)『教員向け Hirodai TA ハンドブック』(PDF)

教員向け\_広大 TA ハンドブック\_ver4.0.pdf

北海道大学(2017)『ティーチング・フェロー マニュアル』(PDF)

[https://ctl.high.hokudai.ac.jp/sys/wp-content/uploads/2014/03/TF2016\\_2.pdf](https://ctl.high.hokudai.ac.jp/sys/wp-content/uploads/2014/03/TF2016_2.pdf)

神戸大学「SA・TA・STA 制度について」(サイト)

<https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/campus-life/sa-ta-sta/>

神戸大学(2016)「シニア・ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン」(PDF)

<https://www.uriboportal.ofc.kobe-u.ac.jp/wp-content/uploads/2024/01/STAguideline.pdf>

京都大学(2024)「京都大学ティーチング・アソシエイト実施規程」(PDF)

---

講師の候補者とすることができる。ただし、大学院又は専門職大学院の授業を担当することはできない」と定めている。これによると、実質的にはD1以上が有資格となり、大学院生の身分のまま非常勤講師を担当することが可能である。ただし、こうしたケースでは各部局において十分な審査が必要となる。

<sup>11</sup>「早稲田大学教員任免規則」第14条第2項では、専任講師および非常勤講師の嘱任対象として、「研究上の成績優秀にして、かつ、満5年以上、大学院に在学し、博士候補者の検定に合格している者または博士課程における所要の研究指導を受けた者」と定めている。つまり、D3を修了し、一定の研究水準を満たしていることが必要となる。

t22-r6-ea38bc3faca39f5e15b8fb14c9afa49d.pdf

九州大学「九州大学 TA ポータル」(サイト)

<https://ta-support.kyushu-u.ac.jp/>

九州大学(2023)『九州大学ティーチング・アシスタント(TA)ハンドブック』(PDF)

[https://mirai.kyushu-u.ac.jp/\\_cms\\_dir/uploads/2024/01/564644b0249e50a74228ef37410bb06f-1.pdf](https://mirai.kyushu-u.ac.jp/_cms_dir/uploads/2024/01/564644b0249e50a74228ef37410bb06f-1.pdf)

名古屋大学「QTA・GSI制度について」(サイト)

<https://ac.thers.ac.jp/qgc/about/>

名古屋大学「令和6年度工学部ティーチング・アシスタント募集要項」(PDF)

<https://www.engg.nagoya-u.ac.jp/current/doc/ta.pdf>

大阪大学「大阪大学のTA・TF制度」(サイト)

[https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/academic\\_reform/ta\\_tf/tatf](https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/academic_reform/ta_tf/tatf)

大阪大学(2024)『TA・TFハンドブック』(PDF)

[file:///C:/Users/Chikada/Downloads/R6\\_j\\_TF\\_Handbook.pdf](file:///C:/Users/Chikada/Downloads/R6_j_TF_Handbook.pdf)

大阪大学(2022)『TF別冊ハンドブック』(PDF)

[file:///C:/Users/owner/Downloads/\[%E5%AE%8C%E6%88%90%E7%89%88\]TF%E5%88%A5%E5%86%8A%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF.pdf](file:///C:/Users/owner/Downloads/[%E5%AE%8C%E6%88%90%E7%89%88]TF%E5%88%A5%E5%86%8A%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%83%89%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF.pdf)

文部科学省、日本学術振興会(2024)『卓越大学院プログラム』(紹介パンフレット)

[https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-takuetsu-pro\\_2/brochure2024-JP\\_web.pdf](https://www.jsps.go.jp/file/storage/j-takuetsu-pro_2/brochure2024-JP_web.pdf)

東北大学「東北大学のTA制度」(サイト)

<https://www.ihe.tohoku.ac.jp/ta/>

東北大学(2024)『全学教育科目ティーチング・アシスタント等(BTA・TA・TF)ハンドブック』(PDF)

[https://www.ihe.tohoku.ac.jp/ta/pdf/ta\\_handbook\\_r06j.pdf](https://www.ihe.tohoku.ac.jp/ta/pdf/ta_handbook_r06j.pdf)

筑波大学(2024)『TAハンドブック』(PDF)

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-ta-handbook/>

早稲田大学「早稲田大学教員任免規則」(PDF)

<https://www.mynewsjapan.com/static/extrapictures/325kisoku.pdf>

## 参考文献

近田政博(2021)「大学院生の教育能力形成に関する課題—プレFD実施大学への聞き取り調査を中心に—」神戸大学 大学教育推進機構編『大学教育研究』第29号、pp.73-86.

近田政博(2007)「研究大学の院生を対象とする大学教授法研修のあり方」名古屋大学高

- 等教育研究センター編『名古屋高等教育研究』第7号、pp. 147-67.
- 加藤由香里 (2024) 「理工系大学における大学教員準備講座の成立条件:教授学習センターと学内プログラムとの連携」『日本教育メディア学会研究会論集』No.57、pp.52-60.
- 吉良直 (2014) 「大学院生のための段階的な大学教員養成機能に関する研究—アメリカの研究大学から日本への示唆—」日本教育大学院紀要『教育総合研究』第7号、pp. 1-21.
- 吉良直 (2008) 「アメリカの大学における TA 養成制度と大学教員準備プログラムの現状と課題」名古屋大学高等教育研究センター編『名古屋高等教育研究』第8号、pp. 193-215.
- 北野秋男編著 (2006) 『日本のティーチング・アシスタント制度—大学教育の改善と人的資源の活用—』東信堂
- 小森万里他 (2020) 「留学生に対する教育支援活動を通じた TA・TF の成長:大学院生の役割意識と学びの観点から」大阪大学日本語日本文化教育研究センター編『授業研究』18、pp.1-19.
- 今野文子 (2016) 「大学院生等を対象とした大学教員養成プログラム (プレFD) の動向と東北大学における取組み」『東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要』第2号、pp. 61-74.
- 栗田佳代子 (2020) 「大学院生のための教育研修の現状と課題」『教育心理学年報』第59集、pp.191-208.
- 小笠原正明、西森敏之、瀬名波栄潤編 (2006) 『TA 実践ガイドブック』玉川大学出版会
- 李麗花、野瀬健、丸野俊一 (2020) 「日本の大学における TA の実態について:九州大学の事例を手掛かりに」九州大学『基幹教育紀要』6、pp.33-49.
- 佐藤万知編 (2019) 『SA/TA 制度を活用した大学教育の質向上への挑戦』高等教育研究叢書 150、広島大学高等教育研究開発センター